



# 東日本ユニオンにいがた

JR東日本労働組合新潟地方本部

2026年2月15日発行

第35号 (通卷第395号)

発行者：星山 圭 編集者：組織部

# 申11号・2026年3月ダイヤ改正における 乗務行路等に関する申し入れ団体交渉①

## 組合員・社員の意見に基づく 行路見直しは実現に至らず

新潟地本は1月28日に申11号・2026年3月ダイヤ改正における乗務行路等に関する申し入れの団体交渉を行いました。

3月ダイヤ改正の乗務員運用行路表（案）について、行路内容の見直しや組み換えをはじめ、安全や働きがい、教育や技術力保持など、の視点から申入れを行つていたものです。

組織の見直しに伴う業務の再編について  
今年7月1日に組織の見直しや、労働時間の変更など一部の制度見直しを行つとしていることから、先直し実施後の乗務行路について考え方を明らかにするよう求めました。

と、1日当たり労働時間7時間10分から7時間に変更となるが、労働時間だけが増えるようなくならないようにしていく考え方であるとしま

とき 2026年2月26日(木)  
13時00分より  
ところ 新潟市万代市民会館  
6階 条目的ホール

乗務室の運転士・車掌行路、新津乗務室の運転士行路、長岡統括センターの運転士・車掌行路について、一部の行路順序を変更し案を示して、組合案の通りとするよう求めました。支社側は、乗務行路については、乗務割交番作成規程に基づき、総合的に勘案し作成しているとして、運用行路表(案)どおりとすると回答しました。

組合側は、遠距離通勤者や単身赴任者が働きやすい行路順序となるよう検討した内容であること

イヤ改正が固まつてから検討していくとした上で、改訂後の提示時期、各職場での取り組みについては検討中であるとしました。車両運用の変更の有無について質すと、今のところ、7月1日以降に車両運用の変更の考えはないと言いました。

改正における  
各団体交渉①

支社側は、遠距離通勤者に配慮するよう検討したとする一方で、休日の翌日の出勤時刻など単身赴任者への配慮まではできていなかつた可能性はあるとしました。

行路内容に問題があれば変更することは可能だつたとする支社側に対し、組合側は、社員はダイヤ改正後の行路内容を知らぬと指摘しました。

支社側は、行路案の閲覧について、メンション等で呼び掛けるように各現場に指導したとして、社員

いての考え方を質しましたが、支社側は、システム的なものも含め、まだ決まっていないと回答しました。事業本部となつて以降の行路検討はどうのようを行うのか考え方を質すと支社側は、今後の検討となるが、所掌する新潟事業本部で行つていくとの考え方を示しました。

## 乗務割交番の行路順序変更について

イヤ改正が固まってから検討していくとした上で、改訂後の提示時期、各職場での取り組みについては検討中であるとしました。車両運用の変更の有無について質すと、今のところ、7月1日以降に車両運用の変更の考えはないと言いました。職場の名称が変わる二示しました。

乗務割交番の行路順序変更について

新潟統括センター新潟一を訴えました。

いての考えを質しました。事業本部となって以降の行路検討はどういうふうに進捗するかを尋ねたところ、社側は、今後の検討となるが、所掌する新潟事業本部で行っていくとの考え方を示しました。

## 各箇所の乗務行路について

示しました。  
職場においては組合案に賛同する意見が多くつたことから、行路順序を変更するよう繰り返し求めました。

## 各箇所の乗務行路について

乗務員運用行路について、組合案を作成して、よりゆとりある行路の実現をめざし要求しましたが、いずれも行路表（案）の通りとするとの回答を受けました。

（新潟乗務室　車遠距離通勤者）

一で支社の素案えた結果、24時明けたまに、行路もあると明確にしました。

なった後、行路内容・順序について社員からの意見は2件の報告があつたとしました。Team sによる周知だけで、呼びかけている管理者を見たことがないと指摘すると支社側は、大半の社員は行路表を見ていないとの認識を明らかにした上で、興味がない社員は見てこない、つづきと

## 新幹線統括本部との 団体交渉日程決定！

幹申4号  
**「乗務割交番作成規程」  
の遵守を求める  
申し入れ**

## 2026年2月17日(火) 13時00分より